

第三者調査報告書

2023年5月19日

調査委託者

特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま 御中

調査実施者

弁護士 西 村

徹

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委託者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2022年4月1日から2023年3月31日迄のその業務の遂行状況を調査したので、結果について以下のとおり報告する。

調査にあたり2023年5月18日午後1時30分から、調査委託者の事務所にて帳簿書類の保管状況確認を行った。

以下、法は消費者契約法を、規則は消費者契約法施行規則を指す。

第1 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

- 1 規則第21条第1項第1号（差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの）
事案ごとに、適正に作成・保管されている。
- 2 規則第21条第1項第2号（差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てなどの手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの）
対象期間内に当該事案がなかったため、作成書類は存しない。
- 3 規則第21条第1項第3号（消費者被害情報収集業務の概要を記録したの）
受付記録は適切に保管されている。
- 4 規則第21条第1項第4号（差止請求情報提供業務の概要を記録したもの）
差止請求情報提供業務に至った事案ごとに、適正に作成・保管されている。
- 5 規則第21条第1項第5号（規則同条同項第1号から第4号に規定する帳簿書類の作成に用いた関係書類のつづり）
適切に保管されている。
- 6 規則第21条第1項第6号（理事会の議事録並びに法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの）
理事会議事録は開催される理事会ごとに、法第13条第3項第5号の検討を行

- ・ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄付金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務に種類及び概要を記載した書類

上記の書類はそれぞれ書類ごとに分類され、適正に作成・保管されている。

第9 その他

登記事項証明書は、対象期間に関する事項が適正に登記されている。

以 上